



しぶや青色

令和7年11月号 第637号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局

〒150-0041
東京都渋谷区神南1-8-17
TEL 03 (3463) 7043
FAX 03 (3770) 8739
ホームページ
<http://www.428aoiro.jp>

消費税に関するお知らせ

1. 消費税課税事業者届出について

- ◎令和6年分の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、令和8年分から消費税の課税事業者となります。
→ 消費税の確定申告書などの提出が必要です。
- ◎令和6年分の課税売上高が 1,000 万円以下の場合でも注意
特定期間(令和7年1月1日～6月30日)の課税売上高が 1,000 万円を超える場合、令和8年分に課税事業者となることがあります。
- ◎新たに課税事業者となる場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

2. 簡易課税制度の選択

- ◎令和6年分の課税売上高が 5,000 万円以下 の場合、令和8年分から簡易課税制度を選択できます。
- ◎簡易課税制度を希望する場合は、令和7年12月31日(郵便消印有効)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出してください。

3. 注意点

- ◎東京国税局(業務センター)から「御存知ですか・消費税の届出！」という文書が届いた場合は、早めに対応してください。
- ◎インボイス発行事業者の場合、消費税の申告方法により対応が異なります。
→ 申告時に慌てないよう、事前にチェックや指導を受けることをおすすめします。

4. 事務局での指導

- ◎年内の事務局での指導は予約制 です。
お申し込みは、03-3463-7043(事務局)までお早めにご連絡ください。

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

11月 1日（土）、2日（日）：くみんの広場・代々木公園
11月 3日（月）：文化の日
11月 10日（月）：10月分源泉所得税納付
(毎月納付の方)
11月 13日（木）：納税表彰式（国税関係）
11月 17日（月）：令和7年分・所得税予定納税の
減額承認申請（2期分のみ）
※申請期間は11月4日（火）から約2週間となります。申請希望の
方は、事務局までご相談ください。
11月 19日（水）：税理士による「無料相談会」
11月 21日（金）：渋谷税務署長講演会
11月 25日（火）：税を考える週間「相続税」講習会

税務署からのお知らせ

～源泉所得税の納付には便利な自動ダイレクト納付をご利用ください～

東京国税局は、源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大に向けて、様々な施策に取り組んでおります。その一環として、令和7年3月にはe-Taxホームページ内に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設いたしましたので利便性をご体験ください。

また、納付手続の「自動ダイレクト」（自動引落し）は、e-Taxによる徴収高計算書（源泉所得税）の提出と同時に納付手続まで完了する便利な手続となっておりますので是非ご利用ください。



源泉所得税の納付手続



源泉所得税のキャッシュ
レス納付 体験コーナー

 渋谷税務署

年払い・半年払いで今年の所得控除に間に合います！

小規模企業共済制度のご案内

- ★ 小規模企業共済とは・・・個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。
(不動産所得のみの方は事業的規模が必要です)
- ★ 共済掛金は・・・・月額1,000円～70,000円（500円単位）で加入後の変更も可能
半年払い、年払いOK！
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。
- ★ 共済金の受取りは・・・個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員の退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）です。受取るときも
節税のメリットがあります。

※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

★ 加入申込、お問合せは・・・（一社）渋谷青色申告会 担当：菅井 ☎ 03-3463-7043

【都税事務所からのお知らせ】

11月は個人事業税第2期分の納期です

8月1日（金）にお送りした納付書により、12月1日（月）までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納付方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替Web申込みで、都税の納め忘れなし！！

口座振替

都税Web口座振替申込受付サービスにて、11月10日（月）までにお申込みいただくと、個人事業税第2期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読み取り画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ペイジーマークについている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】

＜課税について＞ 所管都税事務所の個人事業税班又は支庁
＜納付について＞ 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法
▶▶▶



* 12月の税務相談日 *

当会の会員税理士による「税務相談会」を、ぜひお気軽にご利用ください。



＜日 時＞ 12月17日（水） 午前10時～午後3時（お一人約1時間を予定）

＜場 所＞ (一社) 渋谷青色申告会館

＜費 用＞ 無 料

12月1日（月）より申込受付を開始します。

* e-Tax(電子申告)をご利用の方へ *

青色申告特別控除の65万円を受けるには、「電子申告」または「電子帳簿保存制度の承認申請」が必要です。

電子申告を行うときは、ご自身のマイナンバーカードに設定されているパスワードを使います。パスワードを忘れてしまうと手続きができませんので、ご確認をお願いいたします。

読み取り対象	文字数	ロック数	e-Taxでの使用用途
署名用電子証明	英数字6文字以上16文字以下	5回連続でロック	初回利用開始時の本人確認、申告等データに電子署名を行う
利用者証明用電子証明	数字4桁	3回連続でロック	e-Taxへのログイン
券面事項入力補助	数字4桁	3回連続でロック	利用開始時に氏名・住所・生年月日・性別を読み取る

もしパスワードを忘れてしまった場合は、市区町村の窓口で再設定の手続きができます（本人確認書類が必要です）

●年末調整について

納期の特例による「年末調整」は、予約なしで行います。

12月の給与・賞与が決まりましたら、必要書類をそろえてお気軽に事務局へお越しください。

納期の特例（7～12月分）の納期限は、令和8年1月20日（火）です。

【必要書類】

- ・給与・賞与金額と扶養者情報
- ・保険の控除証明書など
- ・中途採用者の前職の源泉徴収票
- ・所得税徴収高計算書（納付書）

※医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除は、年末調整では手続きできません。
確定申告をお願いいたします。